

久納会計FAXニュース

平成25年税制改正(法人税)について

平成25年3月26日



Kunoh Accounting Office

久納公認会計士事務所

今回のFAXニュースでは前回に引き続き平成25年度税制改正大綱のうち法人税に絞って紹介をさせていただきます。今回の改正では、設備投資および雇用の促進するための税制が充実しており、平成25年4月1日開始事業年度から適用されます。

生産等設備投資促進税制

国内事業用の生産設備の年間投資額が一定額を上回る場合、生産設備のうち機械装置の取得価額に対して30%の特別償却又は3%の特別控除(法人税額の20%が限度)が適用できる制度が新設されます。

適用条件については、当期の国内の生産等設備の取得価額の合計額が、①と②の両方を超える場合となります。

①当期の減価償却費

②前期の国内の生産等設備の取得価額合計の110%

(具体例：千円単位)

25年度の国内生産設備の取得価額10,000(うち機械8,000)、減価償却費5,000、法人税額3,000、24年度の国内生産設備の取得価額7,000の場合

①25年設備投資額10,000 > 減価償却費5,000

②25年設備投資額10,000 > 7,700(24年設備投資額7,000 × 110%)となるので、条件を満たします。

特別償却：

機械装置設備投資額8,000 × 30% = 2,400

税額控除：

機械装置設備投資額8,000 × 3% = 240 < 法人税額3,000 × 20%

「生産設備」については、まだ明確ではなく、現時点で判明しているのは、無形固定資産と生物は除かれるということです。つまり、ソフトウェアなどは入りませんので、大規模なシステムの導入であってもこの制度は適用できません。

ここ数年設備投資を控えてきた法人であれば、減価償却費も低下しており、前年の取得も少ないため、条件のクリアは比較的容易だと思われます。適用に当たって少々注意が必要な点としては、適用判定については、生産設備等の総額を使用するのに、最終的な特別償却・税額控除の対象金額は、機械だけという点です。

所得拡大促進税制

国内雇用者に対する給与支給額が一定額を上回る場合には、雇用者給与支給増加額に対して10%の税額控除(大企業等については法人税額の10%が限度、中小企業者等は20%が限度)が適用できる制度が新設されます。

適用条件は、次の3点を満たす場合です。

①雇用者給与等支給増加額 ÷ 基準雇用者給与等支給額 ≥ 5%

②雇用者給与等支給額 ≥ 前期の雇用者給与等支給額

③平均給与等支給額 ≥ 前期の平均給与等支給額

まず大前提として、国内雇用者に役員・役員の特典関係者(身内など)は含まれないということです。

上記の条件はなかなか分かりにくいと思いますので、平たく説明すると次の通りになります。その年の従業員に支払った給料の総額が前年よりも増えており、かつ、その増加額が前年の総額の5%以上であり、平均給与支給額も前年を越えている場合です。

ただし、平均給与支給額については、まだ明確な定義がされておりません。わざわざ③の要件を付けたということは、雇用人数を増やすだけでなく、社員一人一人の給与水準を上げたいという国側の要望があるように思われます。

そして、この制度はあくまでも国内の従業員で判定することになっています。海外の従業員を増やしたり給与を上げても税額控除の恩恵は

ありません。

商品・サービス業・農林水産業等の中小企業等の設備投資促進税制

指定事業等を営む中小企業等が経営改善のために行う店舗改修等の設備投資を行った場合に、設備等取得価額に対して30%の特別償却又は7%の税額控除（法人税額の20%が限度）が適用できる制度となっております。なお、特別控除については資本金が3,000万円以下の中小企業等に限定されています。

適用要件は、商工会議所、認定経営革新等支援機関等による法人の経営改善に係る指導及び助言を受けて行う店舗改修等であること、対象設備が1台30万円以上の備品、単体で60万円以上の建物付属設備となっております。

試験研究費の特別控除

これは以前からあった規定ですが、税額控除限度額が20%から30%に拡大されます。

交際費の損金不算入額

現行制度では600万円までの交際費について10%の損金不算入、600万円を超える部分については全額損金不算入となっております。この600万円という限度額が800万円まで引き上げられ、更に10%の損金不算入が廃止されます。ただし、800万円以上の交際費については、これまでと同様に全額損金不算入となります。

実際には600万円を超える交際費が発生する法人というのは、ごく一部ですので、限度額の増加よりも10%損金不算入額の規定が廃止になった点の方が一般的な中小企業には意味があるのかもしれませんが、もちろん、これまで交際費が600万円を超えている企業にとっては非常に意味がある改正となります。

また、調査において紹介手数料などが交際費と認定される場合がありましたが、今後はそういった指摘を受けたとしても税金が発生する心配が減るかもしれません。なぜなら、否認を受けた後の交際費の額が800万円以内であれば法人税は増加しないからです。

環境関連投資促進税制（グリーン投資減税）

現行制度において、平成25年3月31日までの指定期間内において取得した一定の太陽光発電

設備・風力発電設備について即時償却（取得価額が全額損金）が認められています。この制度が2年間延長され平成27年3月31日までに取得し1年以内に事業供用したものについて認められます。対象資産についても、コージェネレーション設備が追加され、工場などの省エネ対策を検討されている法人にとっては節税の方策が増えることとなります。

即時償却はできませんが、取得価額の30%相当額を特別償却できる電気自動車・LED照明などのエネルギーの合理化設備についても2年間の延長が認められました。対象設備として、新たに定置用蓄電設備等が加わります。

ただし、補助金等の交付を受けて取得したものについては対象から除外される方針です。

雇用促進税制

雇用者数の増加一人当たり現行の20万円の税額控除から40万円の税額控除に引き上げられるほか、雇用者の範囲についても拡大の方向で進んでいます。

全体的に国内での設備投資と雇用の増加に力を入れて欲しいという国側の意向が強く反映された促進税制が並んでいます。ここ数年、設備投資等を控えてきた企業にとっては非常に後押しになる制度ばかりだと思います。また、交際費の10%否認が無くなることから、景気刺激策としての側面も見受けられます。

ただし、どの制度にも言えることではありますが、適用対象についての具体性、手続・運用面での詳細については改正法案が可決されないとは分からないものが多々あります。今回の改正で案の中には同時に2つの制度に該当する場合も考えられますが、通常の税務上の優遇政策は一つの事案に対して一つの適用となっております。

近々法案が成立するはずですので詳細が分かり次第、お伝えさせていただきます。また、ご利用を考えている制度等がありましたら、当事務所の担当者までご連絡下さい。

以上